かすみがうら市いきいき長寿プラン策定業務委託

公募型プロポーザル実施要項

１．趣旨

かすみがうら市いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画）の策定業務について、「公募型プロポーザル」を実施する。ついては、委託先を選定するにあたり、高い専門性と技術、豊富な知識・経験をもとに業務を遂行できる事業者に計画策定に係る企画・提案を求め、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約するものである。

２．業務概要

（１）業 務 名　　　かすみがうら市いきいき長寿プラン策定業務

（２）業務内容　　　別紙「かすみがうら市いきいき長寿プラン策定業務委託仕様書（以下、

「仕様書」という。）」のとおり。

（３）委託期間　　　契約締結の翌日から令和９年３月３１日まで

（４）見積限度額　　（令和７年度）３，５５４，０００円以内（税込）

　　　　　　　　　　（令和８年度）５，７４１，０００円以内（税込）

３．参加資格

次に掲げる項目をすべて満たしていること。

1. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
2. かすみがうら市契約規則（令和２年規則第１１号）第４条の規定に基づき、令和

７年度のかすみがうら市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

1. 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者、または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（再生手続き開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

（４）国税、都道府県税または市区町村税を滞納していない者。

（５）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記

または届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。以下同

じ。）が、かすみがうら市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第２条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」

という。）でない者及び役員等が、暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。また、かすみがうら市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に

基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

（６）茨城県内自治体において、次のいずれかの実績がある者。

　　　①高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画の策定に係る調査及び計画策定業務

　　　②地域福祉計画、福祉に係る調査及び計画の策定業務

（７）本業務に関するノウハウや知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織を有し、専門の知識・能力を有する担当者を配置できること。

４．関係資料について

このプロポーザルの実施にあたり、次の資料を当市ホームページに掲載しているので、

ダウンロードのうえ使用すること。

（１）プロポーザル実施要項（本資料）

（２）プロポーザル実施要項に定める様式

（３）仕様書

５．参加表明書等の提出

このプロポーザルへ参加を希望する者は、次により応募すること。提出された書類に基づき、参加資格を審査する。参加希望者が多数の場合、提出書類に基づき、実績・担当者の経歴等を比較評価し、概ね３者以内となるよう選考する。

（１）提出期限　　　令和７年９月２４日（水）　午後５時必着

（２）提出方法　　　郵送（簡易書留またはレターパックのみ）又は直接持参

　　　　　　　　　　郵送の場合は９月２４日（水）必着

　　　　　　　　　　持参の場合には、土日祝日を除く受付期間の午前９時から午後５時までの間に提出

（３）提出先　　　かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

（４）提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）

②参加資格申出書（添付書類１）

③実績報告書（添付書類２）

④管理責任者・業務担当者経歴書（添付書類３）

（５）応募資格の確認、書類審査及び結果通知

参加表明のあった者の中から、プロポーザル提案者を選定し、令和７年９月２６日

（金）までに参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

６．質疑の受付と回答

プロポーザル提案者は、本実施要項に関して不明な点がある場合、次により質問書

（様式第2号）を提出することができる。

（１）提出期限　　　令和７年１０月１日（水）　午後５時必着

（２）提出方法　　　PDFファイル化し、これを添付した電子メールにより提出すること。

（３）提出先　　　かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

（４）回答方法　　　すべての質問項目を取りまとめのうえ、回答を令和７年１０月３日（金）を目途に提案者全員に電子メールにより送信する。なお、当該回答は本要項及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

７．企画提案書等の提出

プロポーザル提案者は、次により企画提案書を提出すること。

（１）提出期限　　　令和７年１０月９日（木）　午後５時必着

（２）提出方法　　 郵送又は持参による

（３）提出先　　　〒315-8514　茨城県かすみがうら市下稲吉2633-19

かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

（４）提出書類

　プロポーザル提案者は、以下のとおり提案書を提出する。

1. 企画提案書（任意書式）

ア　書類は、正本１部、副本８部、合計９部提出すること。

イ　提出書類は、Ａ４版縦型ファイルに左綴じとし、様式ごとにインデックス付きの仕切りを入れ、書類を順番に綴じること。

ウ　提案内容等において、様式に含められない場合は、適宜記入欄を拡大する、または別紙資料を添付するなどにより対応すること。

エ　提案内容を補足する参考資料の添付も可とする。ただし、過大な量とならないよう留意すること。また、提案書等の本体資料とは別にまとめ、どの項目の参考資料なのかわかるようインデックス等に記載すること。

オ　企画提案の趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔にわかり易く記述すること。

カ　仕様書をもとに、業務の進め方、手法等の技術的な提案について具体的に記載すること。また、仕様書に定めた業務以外であっても専門的見地から有益だと思われる事項については、２の（４）の見積限度額の範囲内において提案可能とする。

1. 工程表（様式第３号）

任意書式での提出も可とする。ただし、Ａ４判横置きで、年度ごとにそれぞれ作成する。本業務に関する工程について具体的に記載すること。

③見積書（任意書式）

内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載する

こと。

④事業者概要書(様式第４号)

任意書式での提出も可とする。沿革、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、

事業概要等が把握できるものとする。

８．プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。

（１）予定日時　　　令和７年１０月１７日（金）

※詳細は選考結果通知の際に通知予定

（２）場　　所　　　かすみがうら市 市民窓口センター（中央庁舎）

（３）内　　容　　　① 企画提案書等の内容説明（２０分以内）

② 質疑応答（１０分程度）

（４）出席者　　　説明者３人以内とする（本業務の予定担当者を含むこと。）。

（５）機器使用　　　パソコン等を持参の上、使用可とする。

（６）資料配布　　　事前に提出いただいたもの以外の資料の配布は、一切認めない。

（７）失　　格　　　欠席または遅刻した者は失格とする。

（８）その他　　　準備にあてることができる時間は、５分程度とする。

９．選考方法

（１) 契約候補者を選考するための評価は、別に定める「かすみがうら市いきいき長寿プラン策定業務委託プロポーザル審査委員会規程」により実施する。

（２）評価は、下表の評価項目、評価基準及び配点による絶対評価とし、審査委員会の委員長及び委員が評価を行い、その点数を合計したものとする。同点となった場合は、評価項目のうち「提案内容」・「作業体制」の順に、得点が高いものを上位者とする。

（３）合計得点が６０点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

（４）その他選考に必要な事項は、審査委員会において定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 業務の基本方針 | ・本業務の内容及び目的を十分に理解しているか。 | １０点 |
| 提案内容 | ・提案者の工夫やアイデアが生かされた提案となっているか。 | １０点 |
| ・提案内容全体について、仕様書との記載事項の整合がとれているか。 | １５点 |
| ・提案内容が具体的でわかりやすいか。 | ２０点 |
| 作業体制 | ・スケジュールが具体的に設定され、実現性や妥当性があるか。 | １０点 |
| ・業務遂行に必要な人員及び当市との協議に応じる体制が確保されているか。 | １０点 |
| 審査対応 | ・わかりやすい説明がなされたか。  ・質問に対して的確な回答がなされたか。 | １０点 |
| 業務実績 | ・同種業務の履行実績があり、担当者の経験や実績が十分で、必要な知識を有しているか。 | １０点 |
| 価格妥当性 | ・本業務の見積額は、提案内容と比較し妥当なものとなっているか。 | ５点 |
| 合計 | | １００点 |

10.選考結果の通知

（１）通 知 日　　令和７年１０月下旬

（２）通知方法　　電子メールとともに、文書をもって参加者全員に普通郵便により通知する。

（３）通知内容　　最も評点が高い者を契約第一候補者として、次に評点の高い者を次点者と

　　　　　　　　　して通知する。その他の参加者には、順位を通知する。

（４）その他　　第一候補者及び次点者のいずれとも何らかの事由により契約に至らない場

合、評点の高い参加者の順より契約に向けた協議を行う。

11.辞退

（１）参加者の都合により辞退する場合には、辞退届（任意様式）に必要事項を記載し、記名押印のうえ、持参または郵送すること。

（２）辞退をした場合であっても、その後、辞退したことによる不利益は一切生じない。

12.失格等

（１）提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とする。

（２）提出書類が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とする。

（３）契約に至るまでの間、当市が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とする。

13.契約の締結

企画提案等の内容について、見積書の金額内で実施できることを確約したものとみなし、

これを基本として、かすみがうら市契約規則に基づき随意契約により契約を締結する。

14.留意事項

（１）プロポーザルへの参加費用、その他費用については、すべて参加者の負担とする。

（２）企画提案書等の提出後、これに係る一切の修正等を認めない。ただし、明らかな誤りであって、その修正を当市が認めた場合、または、このプロポーザルの公正な実施に支障の恐れがある場合等で当市からの指示があったものについては、この限りではない。

（３）提出書類等については、理由の如何なく返却しない。

（４）提出書類等に記載された個人情報は、このプロポーザル選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。

（５）提出書類等については、原則として公開しないものであるが、このプロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合には、かすみがうら市情報公開条例の規定に基づき、参加者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、参加者の承諾を得ずに公開することがある。

（６）選考結果及びその審議の内容に関し、参加者からの照会には一切応じない。

15.担当窓口（提出先及び連絡先）

〒315-8514　茨城県かすみがうら市下稲吉2633-19

かすみがうら市 保健福祉部 介護長寿課

<TEL:0299-59-2111>、029-897-1111（内線3171）　FAX:029-883-0095

E-mail:kaigo@city.kasumigaura.lg.jp